

日産グローバル行動規範

a. 法律およびルールの遵守

日産の従業員等は、日産社内のポリシーや規則に加え、事業活動を行う全ての国の法令・規則を遵守しなければなりません。

b. 安全の推進

日産は安全と健康の促進に取り組んでいます。日産の従業員等は安全に業務を遂行し、健全な職場環境を促進しなければなりません。さらに、日産はお客さまと搭乗者および歩行者の安全を確保することに細心の注意を払っています。そのために日産の従業員等は、製品の安全性や安全策を継続的に推進し、交通安全への意識を高めなくてはなりません。

c. 利益相反行為の禁止

従業員等は日産の利益を考えて行動することが期待されています。会社の利益に反して、行動・活動したり、情報を使用してはなりません。さらに従業員等は、利益相反とみられるような外観が存在しないように努めなければなりません。

d. 会社資産の保護

日産の従業員等は会社の資産を保護し、守らなければなりません。許可なく資金や企業秘密、物的資産、社有車、知的財産を含む会社資産を使用することは禁じられています。

e. 公平・公正な関係

日産の従業員等は、取引先（販売会社、部品メーカー、その他の関係先）のみならず他の従業員等とも、公平かつ公正な関係を維持していかなければなりません。

f. 透明性と説明責任の確保

従業員等は帳簿と記録を誠実に管理しなければなりません。日産の従業員等は、株主、経営陣、お客さま、他の従業員等、地域社会等の関係者に対し、企業活動に係る情報を公平性と透明性をもって、適時・適切に開示しなければなりません。

g. 多様性の尊重と機会平等

日産は従業員等および取引先、お客さま、地域社会の多様性、公平性および一体性（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）の原則を評価・尊重します。また、差別や報復、いやがらせは、どんな形・程度にせよ容認されるべきではありません。

h. 環境保護

日産の従業員等は、製品を開発しサービスを提供する際、環境の持続可能性と保護に努め、リサイクル・省資源・省エネルギーを推進しなければなりません。

i. 実践・報告の義務（Speak Up）

日産の従業員等は、この行動規範に従い業務を遂行しなければなりません。行動規範の違反を察知した場合には、速やかにその旨を報告する義務を負っています。報告に際しては、グローバル内部通報システム「SpeakUp」の利用が推奨されています。あるいは、グローバル内部通報規程に従って報告している旨を伝え、上司、ローカル・リージョナルまたはグローバルのコンプライアンス室、人事部、内部監査室または法務室に報告することもできます。そして、違反行為の報告時に誠意をもって行動した従業員等は、報復を受けることがないよう保護されています。

定義

- ・「日産」、「会社」：日産自動車株式会社と海外企業を含む全ての地域・国の連結会社
- ・「従業員等」：役員、従業員、契約社員（法令で認められている場合）、その他日産が雇用する個人